

# 一般社団法人都市北諸県郡薬剤師会 定款施行細則

## 第1章 理事会

(理事会の種類)

第1条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、毎月1回開催する。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは開催しないことができる。

4 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(理事会の決議方法)

第2条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは会長の裁決するところによる。

(代理人及び書面による議決権の行使)

第3条 代理人または書面による議決権の行使はできない。

(監事の出席)

第4条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第5条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(決議事項)

第6条 理事会が決議すべき事項は、法令及び定款に定める事項の外、次のとおりとする。

(1) 規程の制定、変更及び廃止

(2) 理事の員数及び理事のうち副会長、常務理事の員数の決定

(3) 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更

(4) 重要な事業その他の争訟の処理

(5) その他理事会が必要と認める事項

## 第2章 部会

(部会)

第7条 定款第34条の規定に基づき設置する部会は下記のとおりとする。

(1) 医療保険部会

(2) 救急薬局部会

(3) 学校薬剤師部会

- 2 部会は正会員による部長及び部員をもって構成し、部長は業務執行理事の推薦により、部員は部長の推薦により会長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 部長及び部員の任期は会長の任期と同じとする。

### 第3章 委員会

(委員会)

第8条 定款第34条の規定に基づき設置する委員会は、下記のとおりとする。

- (1) 総務委員会
- (2) 地域医療・保健委員会
- (3) 一般用医薬品等委員会
- (4) 生涯学習委員会
- (5) 広報委員会
- (6) 受託・補助事業委員会
- (7) 災害対策・流通委員会
- (8) 医薬分業対策委員会
- (9) 健康啓発委員会
- (10) 薬学教育委員会

\* 予算、決算委員会、勤務薬剤師委員会などについては、常置せず必要に応じて理事会の承認を経たうえで委員会を設け活動する。

- 2 委員会は正会員による委員長及び委員をもって構成し、委員長は業務執行理事の推薦により、委員は委員長の推薦により会長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 委員長及び委員の任期は会長の任期と同じとする。

### 第4章 事務局

(事務局)

第9条 事務局に事務局長及び所要の職員を置くことができる。

- 2 事務局長及び職員は会長が任免する。

### 第5章 補則

第10条 この施行細則で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

- 2 この施行細則の実地に関し、様式又は手続きもしくは前項の規定により定められた事項の処理に係る必要な事項は会長が定める。

(附 則)

- 1 この細則は、平成30年12月1日から施行する。

(目 的)

第 1 条 この規定は、一般社団法人都市北諸県郡薬剤師会（以下「本会」という。）の会員の構成並びに入会及び退会に関し必要な事項を定める。

(会員の構成)

第 2 条 本会の会員は、定款第 5 条の規定に基づき、正会員、賛助会員、名誉会員、特別会員とする。

2 本会の会員は、一般社団法人宮崎県薬剤師会に所属する。

(資格基準及び手続)

第 3 条 本会の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別紙「様式第 1 号」の入会申込書に必要事項を記入し、本会定款第 6 条により総会において別に定める会費規定に定める会費等を添えて、本会会長に提出しなければならない。

2 前項の入会申込書に対し、本会理事会は、別表の資格基準により審査を行い、入会の可否を決定し申込者に通知する。

3 第 2 項の規定により入会を可とされたときは、第 1 項の規定による入会申込書を会長が受理した日に会員となる。

(会員名簿及び変更届)

第 4 条 入会者は、本会が管理する会員名簿に登録する。

2 前条の入会申込書に記載した事項に変更が生じた場合には、別に定める変更届を理事会に提出しなければならない。

(会費等)

第 5 条 会費等の金額及び納期並びに会費等滞納に対する催告等に関する細則は、会費規定による。

(退会事由及び手続)

第 6 条 会員は、定款第 8 条の規定に基づき、退会届（別紙「様式第 2 号」）を提出して、任意に退会することができる。

2 定款第 10 条の定めにより、退会以外の理由により会員の資格を喪失したときは、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

3 会員資格を喪失した場合、既納の会費等は返還しない。

(再入会)

第 7 条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合は、改めて定款第 7 条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申し込みに対しては、第 3 条に定める資格基準により理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

但し、退会の際、未納の会費等がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。又除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後 5 年間は、再入会を認めないこととする。

(正会員)

第 8 条 定款第 5 条に定める正会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 正会員A 薬局の管理薬剤師または正会員Aであることを希望する者。
- (2) 正会員B 薬剤師の資格を必要とする業務に就いているもの。
- (3) 正会員C 正会員Aの家族で同一店舗に勤務する者、薬剤師の資格を必要としない職業に従事する者または無職の者。

(賛助会員)

第9条 定款第5条に定める賛助会員の種別は、次のとおりとする。なお、この中で、(1)から(3)及び(5)に該当する者を賛助会員A、(4)に該当する者を賛助会員Bとする。

- (1) 薬局経営者
- (2) 薬剤師以外の薬品の製造業及び卸業者等の関係者
- (3) 医薬品販売に従事する者
- (4) 薬局
- (5) その他希望する個人及び団体

2 正会員Aが在籍する薬局は、賛助会員Bとし入会するものとする。

(名誉会員)

第10条 名誉会員は、定款第5条に基づき、薬学及び薬業の進歩発展に顕に敬著な功績のあった者に贈る栄誉の称号とする。

(特別会員)

第11条 定款第5条に定める特別会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 薬科大学、薬学部等の薬剤師養成の大学、大学院等の教育課程の在籍者
- (2) 勤務地が宮崎県以外の者
- (3) 独立行政法人の職員の者

(補 則)

第12条 この規定の施行に察し、必要な事項は別に定める。

2 この規定を改廃する場合は、理事会の議を経て、総会の決議により行う。

附 則

1 この規定は、平成25年4月1日から施行する。

「別表」資格基準

会員名称	資格基準
正会員	①薬剤師の免許を有していること(薬剤師法第2条) ②薬事関係法規に違反した者は、処分が終了していること。 ③本会の会員として除名の処分を受けたものは、その処分の日から5年以上経過していること。 ④宮崎県薬剤師会の会員又は入会申し込み者であること。
賛助会員	①本会の目的及び事業に賛同し、事業に賛助するための入会を希望する薬剤師ではない個人または団体。
特別会員	①正会員、賛助会員以外の個人で、薬学を専攻する学生その他薬学及びそれに関する知識・業務経験を有し、本会の目的、事業に賛同し入会を希望する者で理事会での承認を得たもの。
名誉会員	①薬学又は薬業の進歩発達に特に顕著な功労があった者のうちから、理事会で決議し、総会で承認を得たもの

(目 的)

第 1 条 この規定は、一般社団法人都市北諸県郡薬剤師会（以下「本会」という。）定款第 7 条の規定に基づき、正会員及び賛助会員、特別会員の会費等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(種 別)

第 2 条 本会会員の会費等については、正会員、賛助会員、特別会員の種別ごとに別表に定める。

別表 2

(会費等の額)

第 3 条 会費等は、入会金、年会費及び賛助会員 B 会費とし、種別ごとの会費等は、総会の決議を経て定める。

2 前項の会費等は、会長の指定する日までに、本会に納付しなければならない。

(年会費の取り扱い)

第 4 条 年会費は、年度を単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度途中で入会した者の当該年度分の年会費は、入会申込書が受理された月から当該年度末月までの月割りで計算した額（100 円未満の端数は 100 円に切り上げ）とする。

3 会員が疾病、罹災等により年会費の納付が困難な時は、理事会で定めるところにより、これを減免することができる。

(年会費の納付)

第 5 条 会員は、当該年度分の年会費と一般社団法人宮崎県薬剤師会関係会費とともに、会長が指定する期日までに、納付しなければならない。

2 会員が年度途中で会員区分の変更を生じた場合の年会費の取り扱いは、理事会で定める。

(入会金の納付)

第 6 条 入会金の納付先は、賛助会員 B にあっては一般社団法人都市北諸県郡薬剤師会とする。

(賛助会員 B 会費)

第 7 条 賛助会員 B は、本会の運営会費として賛助会員 B 会費を毎月納付しなければならない。

2 前項の賛助会員 B 会費の額は、一箇月の処方箋枚数に別表 3 に掲げる額を乗じて得た額（100 円未満の端数は切り捨て）とする。

3 前項の処方箋枚数は、過去の実績のある賛助会員 B はその実績により、年度途中の入会等過去の実績のない賛助会員 B は、入会後の処方箋見込枚数により、一箇月の平均枚数を算出するものとし、その方法は理事会で定める。

4 賛助会員 B 会費の納付は、原則として会員の銀行等の口座からの自動振替によるものとする。

別表 3

(督促)

第 8 条 会長の指定する納付期日を超えても納付されないときは、納付期限を付して催告する。

2 納付期日からの延滞期間については、延滞割増金を徴収することができる。

3 本会未加入者の研修会等参加については、その都度参加費を徴収する。但し会長の認める者についてはこの限りではない。金額については別表に定める。

別表 2

(補則)

第 9 条 この規定の施行に際し、必要な事項は別に定める。

2 この規定を改廃する場合は、理事会の議を経て、総会の決議により行う。

附 則

1 この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

<新規定>

(別表 1)

入会金

種 別	金 額
正 会 員	10,000 円
賛助会員 B	50,000 円

(別表 3)

賛助会員 B 会費 (第 7 条)

処方箋 1 枚当たり	2 円
年 会 費	24,000 円

(別表 2)

種 別	金 額	
正会員	A 会員	24,000 円
	B 会員	24,000 円
	C 会員	12,000 円
賛助会員 A	8,000 円	
特別会員 宮崎県以外の者	8,000 円	
特別会員 上記以外の者	3,000 円	
未加入者の 研修参加費	3,000 円	

※特別会員は勤務地とする。